

北本市空家等対策計画

【概要版】

～ 快適に「住み続けたいまち」をめざして ～

1. 計画の背景

■趣旨

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、居住その他の使用がなされていない「空き家等」が増加しています。

また、空き家等がもたらす問題が多岐にわたる一方で、個人の所有物であるが故の難しい課題も出てきています。

こういった状況を背景として、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行されました。

これらを踏まえ、本市においても市民の生命、身体及び財産を保護することにより、安全にかつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空き家等の活用を促進することを目的として、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、「北本市空家等対策計画」を策定します。

■計画の位置づけ

北本市空家等対策計画は、法第6条の規定に基づき、本市が取り組むべき対策の方向性等について、基本的な考え方を示したものです。

また、本計画は、第五次北本市総合振興計画などの関連計画と連携を図ることとなります。

空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

北本市空家等対策計画

庁内関連計画

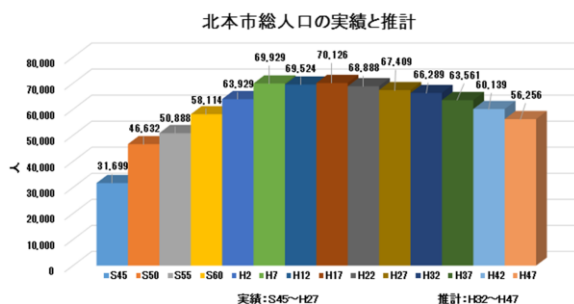
第五次北本市総合振興計画
北本市都市マスタープラン
北本市産業振興ビジョン等

2. 空き家の現状と課題

■空き家等の現状

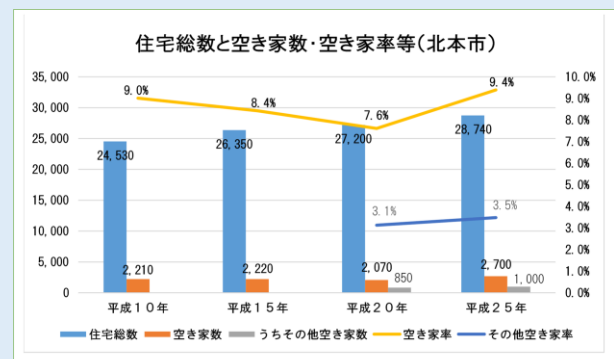
人口の推移

- 人口は、平成17年の70,126人をピークに減少しています。平成27年は67,409人となり、今後も減少が見込まれています。



住宅数・空き家数

- 平成25年の住宅総数は28,740戸で、空き家のうち、利用される可能性が低い「その他の空き家」が約1,000戸となっています。



3. 空き家等対策に係る基本的な方針

■基本的な方針

本市では、適切な管理が行われていない空き家等が、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進し、本市における空き家等対策を総合的かつ計画的に推進します。

対象地区

空き家等に関する対策の対象とする地区は「北本市内全域」とします。

対象とする空き家等の種類

対象とする空き家等は、一戸建てのみならず共同住宅、店舗、倉庫等「全ての建物」とします。

計画期間

本計画の期間は平成 30 年度から「5 年間」とします。また必要に応じ見直しを行います。

4. 空き家等対策の具体的な取組み

■空き家等に関する対策

施策① 空き家等の適切な管理の促進

空き家問題の啓発

- ・啓発チラシやパンフレット等の作成
- ・所有者、市民への周知のほか、専門家団体へ情報提供 など

相談体制の充実

- ・適正管理、相続や利活用に関し、司法書士や不動産関係団体との相談体制の充実 など

施策② 空き家等及び跡地の活用促進

空き家流通促進

- ・空き家等の中古住宅の流通を促進する仕組みを検討
- ・所有者等に対し、除却、改修、立木竹の伐採その他周辺環境の保全のための助言や指導 など

補助制度、他団体との連携

- ・空き家等の改修や除却に係る助成制度の検討
- ・利活用のための不動産関係団体との連携や相談体制の充実を図る など

施策③ 特定空き家等に対する措置及びその対処

特定空き家等の基本的な方針

- ・特定空き家等は、地域住民の生活環境を著しく損なう恐れがあることから、速やかな対応とともに、個人の財産であるため慎重に対応 など

特定空き家等の判断

- ・特定空き家等の判断は、基準に基づき市内検討委員会及び空き家等対策協議会などの意見を踏まえて認定 など

施策④ 住民等からの空き家等に関する相談への対応

相談窓口のワンストップ化

- ・空き家等に関する相談には、総合窓口を設け、空き家全般の相談に応じる

関係団体等の専門相談

- ・関係団体と連携した相談体制の構築 など

施策⑤ 空き家等に関する対策の実施体制

対策に関する組織

- ・法第 7 条に定める「北本市空き家等対策協議会」
- ・地域の代表者である自治会と連携しながら情報を交換 など

施策⑥ その他必要な事項

- ・専門家団体や関係行政機関との連携
- ・J T I やシルバー人材センター等その他団体との連携
- ・空き家等の増加抑制 など

問合せ先

北本市本町 1-111

北本市役所 都市整備部都市計画政策課

TEL : 048-594-5574

FAX : 048-592-4925